

Title	法人税の経済理論
Author(s)	牛嶋, 正
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/28144
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【 1 】

氏名・(本籍)	牛 嶋 正 うし じま ただし
学位の種類	経済学博士
学位記番号	第 5 7 7 号
学位授与の日付	昭和 39 年 7 月 3 日
学位授与の要件	経済学研究科経済政策専攻 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位論文題目	法人税の経済理論 (主査) (副査)
論文審査委員	教授 木下 和夫 教授 傍島 省三 教授 木内 佳市

論 文 内 容 の 要 旨

法人税に関する従来の経済学的分析が、主として、転嫁の問題に集中されてきたことは明らかである。しかも、そこで用いられてきた分析方法が部分均衡分析であったことは、伝統的財政学の持つ分析領域の狭さという欠陥が、そのまま法人税の取扱いのうえにも現われていたことを表わしている。近年、財政学はフィスカル・ポリシーの方向に重点を移すことによって、その分析領域を拡大し、財政に伴う諸現象を経済全体のなかで取扱うようにかわってきたが、本論文は目標を、財政学の性格のこのような発展に合わせて、法人課税を経済全体のなかでの一つのパラミターの変化として捉え、その効果の全般的な波及の仕方を主として検討することに置いてみた。

そこでの分析が一般均衡分析によって有効となることは予想される。しかし、この分析過程で従来の法人税の転嫁論が全く無効に帰するとはいえない。それは、一般均衡分析と部分均衡分析とが、ある経済現象を分析する場合に択一的でなく、相互に補完的關係にあることを想起すれば明らかである。特に、一般均衡分析において比較静学の手法が用いられるとき、部分均衡分析がプロセスの分析展開を補充するという意味において重要となる。しかし、本論文では従来の転嫁論をそのまま踏襲するかわりに、それに整理と若干の修正を加えてみた。その目的は、本論文の主目標である一般均衡分析との調和を計るためと、従来の転嫁論自体の欠点を補うためである。

従来の転嫁論は、まず概念上の取扱いにおいて曖昧さをのこしているように思われる。すなわち、生産物価格の変更をつうじておこなわれる、いわゆる短期的転嫁と投資をつうじての租税回避を一括して転嫁とよんできた。そして、伝統的見解は「法人税は短期的には転嫁されないが、長期的に転嫁されうる」と叙述している。しかし租税転嫁を価格の変更をつうじての負担回避に重点を置いて考えるとき、長期的転嫁という言葉の意味が不明確さを持ちはじめる。そこで、本論文では従来の転嫁論を狭義の転嫁論と投資におよぼす効果とに明確に区分して取扱うことにした。短期的には法人税は転

嫁されないという伝統的見解にたいする批判的立場をとる理論は、転嫁の可能性を費用概念の取扱いの吟味・企業が産出量を決定する場合に立脚する限界原則の検討・需要側の考慮などに求めてきたが、本論文では、これらの可能性をそれぞれ再吟味しながら、可能性の程度についても実証的研究をつうじて、検証を試みた。

法人税の投資におよぼす効果は、単に投資のインセンティブにたいする効果だけでなく、資金の需給にたいする効果という間接的投資効果をも考えられる。これにたいする議論は、この論文の前半でもっとも意義のある部分となる。したがって、部分均衡分析に立脚して議論される前半は、「法人税の転嫁」と「法人税の投資効果」の二つの章から構成されることになる。

一般均衡分析に立脚して展開される論文の後半は、前半の二章に対応させて構成されている。すなわち、ここでは主として比較静学的手法が用いられるが、比較される均衡状態を短期と長期とに区分し、短期の場合に、法人課税の投資効果を捨象した均衡状態を想定する。したがって、部分均衡分析での転嫁論が、短期を取扱う「法人税の所得分配効果」の章の分析用具を提供する。そして、投資効果を考慮した長期分析の最後の章、すなわち「法人税と経済安定」においては、部分均衡分析での「法人税の投資効果」の諸結果が分析用具として役立つ。この二つの章は従来の法人税の議論では、ほとんど取扱われなかった部分であって、法人課税の経済全体にたいする波及効果を、マスグレイヴ的思考にもとづいて、資源配分効果・所得分配効果および経済安定効果の三つの基準にもとめ吟味されている。そして、「法人税の所得分配効果」の章において資源配分および所得分配効果を中心に検討を加え、さらに、「法人税と経済安定」の章において、法人課税の経済安定効果を中心に議論した。ただ、このような取扱いにおいて、マスグレイヴと相違する点は法人課税という一つのパラミターの変化のもとに全体の調整を試みたことと、経済安定を取扱うにあたって成長の問題を簡単ではあるが附加したことである。

以上、この論文は一般・部分両均衡分析と短期・長期の時間的区分とを組合わせて、四つの部分を構成している。この構成様式は、単に法人税の場合にのみ適用されるものでなく、広く財政パラミターのどのような変更についても適用し、十分その経済効果を分析しようと確信する。そして、この論文のいま一つの目標は、財政パラミターのどのような変更についても、議論しうる一般的な分析手法を用意することでもあった。

論文の審査結果の要旨

本論文は財政の経済分析に関する最近の成果を豊富にとり入れながら、法人所得課税の経済的作用を理論的に検討したものである。研究の手法としては、一般均衡分析の立場において比較静学の推論が採用されるが、同時に伝統的な租税転嫁論において採用されてきた部分均衡分析の成果にたいしても正当な評価を行ない、これに修正を加えて前者の手法を補完させる役割を与えている。すなわち筆者は、租税転嫁の概念規定を専ら短期的転嫁に限定し、従来の長期的転嫁の問題はこれを企業投資におよぼす課税の作用の問題としていわゆる転嫁現象とは区別する。これは伝統的分析が「法人所得課

税は短期的には転嫁せず、長期的には転嫁する」という場合における「長期転嫁」の意義の曖昧さを解決する。また従来転嫁の結果としてのみとらえられた「帰着」の概念を拡大して、租税パラメーターの変化によってもたらされる新しい一般均衡状態をとらえる一つの基準と解釈する。この解釈は転嫁概念の放棄を示唆しかつそのような主張も多くなっているが、一般均衡分析における帰着概念がそれが比較静学に立脚するかぎり均衡状態に到達するプロセスの分析を明らかにしえず、この過程の分析はこれを部分均衡分析に依存しつつ諸概念の修正と保存とを試みようとするのが筆者の立場である。

以上の論点は主として第一章において論ぜられるが、第二章においては法人所得課税の転嫁に関する伝統的見解が再検討される。この見解は課税標準としての純利潤が費用項目を含まないかぎり法人企業の産出量に無影響であり転嫁は生じないというのであるが、この主張が立脚している完全競争のもとでも課税標準がいわゆる純利潤と相違する場合には結論の修正の必要があり、また利潤極大化原則ないし限界原則が作用しない場合の部分均衡分析による修正、さらに法人所得課税の変化が生産物の需要に与える作用を考慮する一般均衡分析による修正の試みなどが、とくに米国において行なわれている。これらの試みにおいて主張される転嫁の可能性を筆者はそれぞれ再検討し、かつ転嫁可能性の程度に関する実証研究に欠けている競争状態の差にもとづく転嫁可能性を米国商務省資料によって産業別に有効税率の変化と報酬率の変化とを算出し検証している。

第三章においては、企業投資におよぼす法人所得課税の作用を部分均衡分析に則して検討する。この章には本論文の約三分の一の頁数が充てられ、最も大きな努力が注がれた部分である。法人所得課税によって企業投資が影響をうけるのは、投資意欲への直接効果を通じてばかりでなく資金の需給両側面への間接効果をも通ずる。筆者はまず資金の需要面すなわち資金調達構造とくに社債と株式とへの作用、つぎに資金供給面への作用、投資意欲への直接効果の順に検討し、そのあと高速償却が投資におよぼす作用の分析を付加している。この際筆者は部分均衡分析に立ち政府支出の規模・生産物の需要曲線・および生産要素の供給曲線の一定性を前提するが、それらが法人所得課税によって直接影響をうける場合、たとえば政府支出以外の要因にもとづく変化や他企業における転嫁過程が生産財の供給曲線におよぼす変化などの考慮も払われている。さらに本章の主張を通じて、転嫁が生じない場合と完全転嫁の状態すなわち課税の前後において純利潤が変化しない場合との二つの極端な状態を対比させながら、課税前後の投資量の変化を基準として課税の投資効果が検討されている。そこで明らかにされたことは、資金調達の側面では転嫁のいかんにかかわらず借入比率の増加を有利にすること、資金供給の側面では株式形態の資産保有を減少させる傾向があり金融機関の貸付資金については変化は不確定であることなどであって、結論は必ずしも新奇でなく分析は形式的であるとはいえ、最新の文献を網羅的に検討した上で分析の過程に個別的に独自の工夫をこらしたあとがうかがわれる。また投資決意への課税の作用については、投資分野を加速度投資とケインズ型投資とに区分し若干の修正を加えながらそれぞれにおける課税の作用を追跡するが、投資理論の統合のための試みについては別に第五章に論じている。高速償却の投資効果に関する補論は、危険要素・清算期間・償却政策・繰越および繰戻制度・資金の利用可能性・内部および外部資金との関係など多岐の問題点にわたっている。この部分の叙述はことに明快であり、すぐれた創意が随所にみいだせる。

所得分配にたいする法人所得課税の作用を論じた第四章以下ではマクロ的な一般均衡分析の手法が

採用され、かつ比較静学的手法を採用しながら必要に応じて動学的方法をもって補完するという態度が採られる。また比較される均衡状態は、投資の調整が十分に行なわれる長期と調整が行なわれない短期とに区分され、短期分析の際には投資におよぼす課税の作用を捨象した均衡状態を想定し、したがって前章までの部分均衡分析による転嫁論が短期を取扱う第四章の分析用具として利用される。投資におよぼす作用を考慮する長期分析は第五章の主題となるが、そこでもまた部分均衡分析による課税の投資効果の諸帰結が利用される。

第四章ではいわゆる総消費モデルの上で、政府支出不変の場合と課税額に等しい支出増が行なわれる均衡予算の場合とについてそれぞれ家計に帰属する分配所得（ここでは賃金および配当のみによって構成される）の変化の方向を検討し、さらに資産の保有形態・市場の競争状態・産業構造（とくに消費財産と生産財産との構成）の変化を通じて総消費モデルを拡張し上記の分配状態の変化に関する結論に修正を加えている。つぎに（個人）貯蓄零の仮定を捨てた投資一定モデルにおいて、法人所得課税が再分配効果を通じて消費函数をいかに変化させるかを検討し、消費函数におよぼす資産価値の変化についても考慮している。この説明はさらに課税および政府支出の産出量効果の検討につながるが、問題は所得分配効果にとどまらず資源配分効果にも関連する。第四章の終りの節は、法人所得課税の帰着に関する実証研究の批判に充てられている。

第五章の主題は法人所得課税の経済安定効果の分析を中心とするが、はじめに経済変動における投資の役割に関する諸説の詳細な検討の上で、上昇および下降過程における課税の効果が前者において抑止的後者において促進的作用をもつことを論証し、かつ課税点の位置による差異をも考慮する。さらに筆者のいわゆる長期的帰着は経済成長の結果として把握され、成長過程における法人所得課税の作用について検討が加えられている。いわゆる長期的帰着の分析は比較静学の手法の適用によっても動学的手法によっても行なわれうると考えられるが、後者の場合には動学的帰着と呼ばれることがある。筆者の長期的帰着は短期的帰着と動学的帰着との結合によって把握される内容を指しているようであるが、動学的帰着を通じて長期的帰着をとらえる問題は本論文では検討の対象から除かれている。第四章および第五章の議論の発想および構成は、マスグレイヴの標準的労作に依頼するところが大きい。しかし法人所得課税という一つのパラメーターの変化のもとにいくつかの分析モデルの調整を試みたこと、および課税の作用の分析を通じて安定問題から成長問題への架橋を試みたことに、筆者の独創がうかがわれる。

以上が本論文の要旨であるが、随所で評価したように筆者が租税分析の試みに当って最新の経済分析の手法を十分に理解しこれを自らのものとして展開している努力は部分的な瑕疵を覆うて余りがある。また部分および一般均衡分析と短期および長期分析とを巧みに組合わせて四部分を構成し、法人所得課税ばかりでなく広く財政パラメーターの一般的適用を可能にする形式で全巻の叙述を進めている点はとくに高く評価されるべきであろう。したがって本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと判定する。